

CDM 理事会第 24 回会合

2006 年 5 月 10 日－12 日 ドイツ・ボン

結果概要 (“Proposed Agenda and Annotations” 要約)

(原文は[こちら](#))

2006 年 6 月 8 日

文責 信岡洋子

CDM理事会の結果概要

- ① 3 件の機関を有効化審査 (validation) について、2 件を検証(verification)・認証(certification)について指定運営機関として信任。
- ② 方法論の検討については、下水処理場メタンガス回収・発電、天然ガスコンバインドサイクル発電、アルミニウム工場での PFC 排出削減の方法論が承認されたが、Meth パネルから承認勧告のでていたサトウキビ由来のエタノール燃料プロジェクト既存の水力発電所に意思決定支援システム DDS を導入する方法論は不承認 (C 判定) となった。また、家畜の堆肥管理システムの統合方法論案については、統合案は先送りとし、個別の方法論 (AM0006 及び AM0016) を改訂することで合意した。
- ③ 吸収源 CDM においては、新たな方法論 2 件の承認が決まった。モルドバの土壌保全プロジェクト、及びアルバニアにおける荒廃地の再生プロジェクトの方法論である。
- ④ 小規模 CDM 関連は時間の都合により小規模 CDM ワーキンググループの提案の多くは検討が先送りにされた模様である。なお、タイプ III の上限について、暫定的に年間 25,000 トン CO<sub>2</sub> の排出削減とすることで合意された。この点を考慮し新たなタイプ III 方法論が今後開発される。
- ⑤ CDM 登録については、今会合前にレビューリクエストが申請された 8 件のプロジェクトにつき、うち 4 件を登録し、残り 4 件をレビューすることとした。
- ⑥ CER 発行に際して、レビュー申請が提起された“GHG emission reduction by thermal oxidation of HFC23 at refrigerant (HCFC22) manufacturing facility of SRFLtd” 0115 の 2 件の申請を検討し、レビューを実施せず CER 発行することで合意。
- ⑦ 今次CDM理事会後のSBSTAにおけるCDM関連議題については[弊所SB24 報告書](#)p13 をご参照ください。

## 1. 運営機関の信任

2006年4月22-23日にCDM-AP(信任パネル)が開催され、[第11回進捗報告書](#)が提出された。CDM理事会で同報告書の提案内容を検討し、有効化審査あるいは検証・認証で計5件の運営機関を新任した。有効化審査において、3件目となる非附属書I国からのDOEが誕生した(プライスウォーターハウスクーパーズ南アフリカ、南アフリカ)。

### 1-1. 有効化審査(validation)の信任に関する提案

→3件の運営機関が以下の範囲で信任・暫定指定された。

#### (i) トーマツ審査認証機関(日本)

範囲： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)  
2. Energy distribution、  
3. Energy demand  
(今回が初めての信任)

#### (ii) British Standards Institution (UK)

範囲： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)  
2. Energy distribution、  
3. Energy demand  
(今回が初めての信任)

#### (iii) PricewaterHouseCoopers, South Africa (南アフリカ)

範囲： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)  
2. Energy distribution、  
3. Energy demand  
(今回が初めての信任)

### 1-2. 検証(verification)・認証(certification)の信任に関する提案

→2件の運営機関が以下の範囲で信任・暫定指定された。

#### (i) BVQI

範囲： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)  
2. Energy distribution、  
3. Energy demand  
(既に信任を受けていた範囲：有効化審査・登録→1、2、3、  
検証・認証→なし)

(ii) AENOR (スペイン)

スコープ： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)

2. Energy distribution、

3. Energy demand

(既に信任を受けていたスコープ：有効化審査・登録→1、2、3、  
検証・認証→なし)

DOEのリストは <http://cdm.unfccc.int/DOE/list>から見る事ができる。

1-3. ある DOE に対してスポットチェックを行うことが決まった。

2. ベースライン及びモニタリングの方法論

2-1. 新方法論承認状況

方法論パネル提出の第 20 回会合での推薦内容を検討した。

(1) Meth パネルより最終提案が提出されていた新方法論について以下の決定をした：

(a) 承認： **NM0038** (下水処理施設におけるメタンガス回収・発電、**AM0013** に組み入れられた)スコープ 13→**AM0013**となった [Annex 10](#)

**NM0080-rev** (天然ガスコンバインドサイクル発電) 及び**NM0153** (天然ガスコンバインドサイクル発電、**NM0080-rev**に組み入れられた) スコープ 1  
→**AM0029**となった [Annex 11](#)

**NM0124-rev** (アルミニウム工場でのPFC排出削減) スコープ 9 (メタル産業) →**AM0030** [Annex 12](#)

(b) 差し戻し (B 判定)：

**NM0133** (専用プランテーションからのバイオマス燃料を用いた発電)、  
**NM0134** (バガスコジェネ)、**NM0138** (製紙工場での天然ガスコジェネ)、  
**NM0140** (バイオマス発電)、**NM0142** (バイオディーゼルの製造と運輸部門での利用) はMethパネルの勧告通り見送り (プロジェクト参加者に見直し・再提出のため差し戻し。追加のインプットは必要ない) となった。

(c) 不承認： **NM0082-rev** (LCAを用いたサトウキビ由来のエタノール燃料プロジェクト) と**NM0112-rev**(既存の水力発電所に意思決定支援システムDDSを導入し電力発電量を増やす)は、Methパネルから承認の勧告が出ていたが不承認となったMethパネルの勧告通り不承認となったのは**NM0117-rev**(硝酸製造において発生するN2Oの削減)、**NM0136** (送配電ロス削減)、**NM0148** (天然ガスへのエネルギー転換)。

**NM0082-rev**についてはダブルカウンティングをはじめ、解決すべき問題が多く見受けられると判断された。**NM0112-rev**も解決すべき技術的な問題が

あるとし承認されなかった。

## 2-2. 方法論の統合提案

- ① Meth パネルは、**AM0006**（家畜の堆肥管理システムからの GHG 排出削減 “GHG emission reductions from manure management systems”）と **AM0016**（家畜からの廃棄物管理システムの改善 “GHG mitigation from improved animal waste management systems in confined animal feeding operations”）を、「堆肥管理システムからの GHG 排出削減に関する統合方法論」の提案をし、あわせて **AM0006** と **AM0016** の廃止するよう提案していた。CDM 理事会は **AM0006**、**AM0016** それぞれの改訂（特にフレアリングのモニタリングを含めるよう改訂）をするよう Meth パネルに要請することとした。したがって統合方法論案は見送りとなった。5月19日から6月16日までパブリックインプットを募集する。

なお、これらの方法論の改訂は大幅な変更となるため、5月12日で使用不可となった。ただしこれら方法論を用いたプロジェクトの登録申請は6月9日いっぱいまで可能。

- ② 廃止が提案された**AM0008**（前回のCDM理事会で、**NM0131**、**NM0132**、**AM0008** を統合した**ACM0009**(石炭または石油から天然ガスの産業用燃料転換の統合方法論)が承認され、さらに適用範囲が今回再ガス化LNGも含むよう拡大されたため)を、Meth パネルの勧告通り廃止することで合意。

## 2-3. 承認済み方法論の改訂

Meth パネルが改訂案を提示していた**AM0001**、**AM0019**、**AM0026**、**ACM0001**、**ACM0002**、**ACM0003**、**ACM0009**を検討し、改訂案で合意した。

## 2-4 Meth パネルより求められていた指針

- (a) **AM0025**(代替処理方法により回避された有機廃棄物からの GHG 排出)と **AM0012**（一般廃棄物のバイオメタン生成)を統合するという Meth パネルの提案を受けて、CDM 理事会は **AM0012** のスコープを組み入れて **AM0025** を改訂するよう要請した。
- (b) モニタリングの測定機器のチェックに関して、ゼロ点表示チェックは計測装置の検査に代わるものとはならないとの Meth パネルの見解を受け入れた。
- (c) さらに、**AM0001** (HFC) は **HFC23** のガス量の計測のための風量計の測定は6ヶ月毎、ゼロ点表示チェックは毎週行う旨の Meth パネル案を支持し、それを反映させて **AM0001** を改訂した。なお、ゼロ点表示チェックにより風量計が不安定とわかったら直ちに公式に信任された機関により風量計の検査をしなければならない。改訂前の同方法論を用いたプロジェクトについては、改訂前のバージョンに挙げられている手順を採用してもよいとした。

- (d) 混合バイオ燃料プロジェクトのダブルカウンティングの対処法について、Meth パネルの提案（バイオ燃料利用による排出削減量のクレジットを生産者と消費者獲得しうる場合の対処）を検討。附属書 I 国へ燃料が輸出される場合の対処法も考慮するよう Meth パネルに検討を要請。
- (e) プログラム CDM の定義について、Meth パネルに定義を明確にする際の検討事項を抽出するよう要請するとともに、パブリックコメントを求めることとした。
- (f) 追加性立証ツールとベースライン選定ツールについて、既存のツールの改善と 2 つのツールの一体化を優先的に検討するよう Meth パネルに要請。

## 2-5

新方法論の次ラウンド（第 16 ラウンド）提出期限は 7 月 5 日。

次回の Meth パネルは 6 月 6-9 日開催予定。

## 3. 吸収源 CDM 関連事項（afforestation and reforestation project activities）

### 3-1. 新方法論の検討

- (a) 承認：ARNM007-rev（モルドバの土壌保全プロジェクト）、ARNM0018（アルバニアにおける荒廃地の再生）：吸収源ワーキンググループ（A/R WG）の勧告通り、これら 2 件を承認。それぞれAR-AM0002、AR-AM0003となった。
- (b) 差し戻し（“B判定”）：ARNM0012（ブラジルの管理されていない草地における植林・再植林）、ARNM0017（メキシコ海水林プロジェクト）は A/R WG の勧告通り、プロジェクト参加者に差し戻して再提出を求める。専門家、パブリックの新しいインプットは必要ない。

### 3-2. 説明・指針

A/R WG が CDM 理事会に求めていた指針について以下で合意：

- (a) プロジェクトよりもゆっくりとしたスピードではあるが、植林・再植林がベースラインシナリオとしてある場合をどう扱うかについて、A/R WG の提案を検討し、適切な追加性の立証などがあれば CDM プロジェクトとして認めることで合意（[Annex 19](#)）。
- (b) 吸収源プロジェクト実施のための道路建設によって損失するカーボンプールの取り扱いについて、クレジット期間にわたってのプロジェクト吸収量に比べると無視できる量とみなすという A/R WG の提案に合意。

### 3-3.

次回の A/R WG 会合は 2006 年 6 月 13-14 日で新方法論の第 10 ラウンド提出締め切りは 6 月 6 日。

#### 4. 小規模 CDM 関連事項

時間の関係で、小規模 CDM ワーキンググループ (SSC WG) から提示された多くの検討事項が議論されず、次回に先送りとなった模様である。

##### 4-1. タイプ III の上限について

タイプ III の場合、直接排出量の上限 (年間 15,000 トン CO<sub>2</sub>) 内でもかなりの排出削減が可能である。したがって、CDM 理事会は SSC WG の勧告通り、正確な排出削減量算定の手続きやより詳細なモニタリング手法を含むタイプ III の新カテゴリー設置することで合意した。それまでの暫定的な対処として、SSC WG の勧告通り、CDM 理事会はタイプ III の適用条件に以下を加えることで合意した：

「このカテゴリーは年間排出削減量が 25,000 トン CO<sub>2</sub> に満たないプロジェクトを対象とする。クレジット期間のある年において 25,000 トンを超過する場合、当該年における排出削減量は 25,000 トンを上限とする」

#### 5. CDM プロジェクト活動の登録

登録のためにこれまで提出されたプロジェクトに関する情報は[こちら](#)。

##### 5-1. レビューリクエストの検討

今会合前にレビューリクエストが申請されたプロジェクト 8 件のうち、4 件を登録することで合意、残り 4 件をレビューすることとした。

登録：

- (a) **“Quimobasicos HFC Recovery and Decomposition Project” (0151) メキシコの HFC 破壊プロジェクト**
- (b) **“Trupan Biomass Power Plant in Chile” (0259) チリのバイオマス発電**
- (c) **“Vajra and Chaskaman small hydro projects of Vindhyachal Hydro Power ltd., Maharashtra, India” (0273) インドの水力発電**
- (d) **“4.5 MW Biomass (agricultural residue) Based Power Generation Unit of M/s Matrix Power Pvt.Ltd” (0281) インドのバイオマス発電**

レビュー決定：いずれも追加性の要件を満たしているかがレビュースコープとなっている。

- (e) **“Grid-connected electricity generation from renewable sources at Satara by M/s Bajaj Auto Ltd. Using wind power” (0221) インドの風力発電**
- (f) **“Grid-connected electricity generation from renewable sources at Supa, Taluka Parner, Dist.Ahmednagar by M/s Bajaj Auto Ltd. Using wind power” (0224) インドの風力発電**

- (g) “Lazaro Energy Efficiency Project” (0311) メキシコ砂糖工場での省エネ
- (h) “ElDorado Energy Efficiency Project” (0317) メキシコ砂糖工場での省エネ

#### 5-2. 登録手続き関連

CDM 理事会は、登録の際微修正が必要な場合のよくある修正点や検討事項をまとめたカタログを事務局に作成するよう要請しておりこれを検討した。また、登録発行チーム (RIT) の委任事項を改訂した。

#### 6. CER の発行・CDM 登録簿

CER の発行状況は [こちら](#)。

2006 年 6 月 8 日現在までに 9,134,234 CER が発行されてきた。

#### 6-1. CER 発行申請のレビュー

CER 発行申請のレビューが申請されていた 2 件を検討し、CER を発行することで合意した。

- (a) **672,271 CERs “GHG emission reduction by thermal oxidation of HFC23 at refrigerant (HCFC22) manufacturing facility of SRFLtd” (0115) インドの HFC 破壊** (モニタリング期間 2005 年 10 月 1 日-10 月 31 日)
- (b) **1,312,676 CERs “GHG emission reduction by thermal oxidation of HFC23 at refrigerant (HCFC22) manufacturing facility of SRFLtd” (0115) インドの HFC 破壊** (モニタリング期間 2006 年 1 月 1 日-2 月 28 日)

#### 6-2. クレジット期間の開始について

プロジェクト登録後のクレジット期間の開始日変更の取り扱いが検討され、以下で合意 ([annex 31](#))。

- 遡及クレジットを求めるプロジェクトのクレジット開始日変更は不可
- PDD で定めたクレジット開始日の前後一年は変更可。開始日を前倒しする場合でも、プロジェクト登録前の日付には変更できない。
- 1 年以上 (最大 2 年) 変更する際はベースラインの変更がない旨 DOE からの証明を提出する

次回の CDM 理事会開催は 7 月 19-21 日

以上